

埼玉県介護職員資格取得支援事業（実務者研修受講料）補助金のQ & A

①申請関連

No.	質問	回答
1	法人用と個人用どちらで申請すればよいですか。	介護職員が研修受講料を全額又は一部支払った場合は、個人申請となります。 法人申請は、研修受講料の全額を法人が支払った場合のみとなります。 (参照：事務取扱要領第3条(2))
2	昨年度実務者研修を修了して、今年度国家試験を受けるのですが、補助金の対象となりますか。 (例：R3年度の補助金 実務者研修をR2年8月に修了 国家試験をR4年1月に受験)	対象外です。 対象となるのは、補助金の交付を受けようとする年度内に受講を修了したものに限りです。 R3年度の補助金を受ける場合は、R3年4月1日からR4年3月31日の間に修了した方が対象となります。 (参照：交付要綱第3条(2))
3	教育訓練給付金の支給を受けている(受ける予定)ののですが、補助金の対象となりますか。	教育訓練給付金は、「本事業と同趣旨の事業による補助金等」に該当するため、教育訓練給付金を受けている方は県の補助金の対象外です。 (参照：交付要綱第5条)
4	県内の市町村が独自に支給している実務者研修受講料補助金を申請します。県の補助金と併用は可能ですか。	県内の市町村が支給する実務者研修受講料補助金については、例外的に「本事業と同趣旨の事業による補助金等」の併給に当たりませんので県の補助金にも申請いただけます。
5	研修に使うテキスト代は補助の対象となりますか。	対象外です。 (参照：事務取扱要領第2条(3))
6	実務者研修に付随する講座も受けているのですが、その分は補助の対象となりますか。	付随する講座が、実務者研修の受講料相当額と区分できる場合は、実務者研修の受講料分のみが対象となります。 【例① 付随する講座が補助の対象となるケース】 ・実務者研修+介護福祉士合格指導コース 100,000円 →100,000円が補助の対象 (「介護福祉士合格指導コース」という単体の講座はなく、 実務者研修分：80,000円 介護福祉士合格指導コース：20,000円 というように分けることができない。) 【例② 付随する講座が補助の対象とならないケース】 ・実務者研修 80,000円 ・試験直前対策講座 30,000円 計：110,000円 →80,000円が補助の対象 (「試験直前対策講座」単体でも受講可能であり、実務者研修と区分することができる)
7	分割払いの手数料分は補助の対象となりますか。	補助の対象外です。
8	分割払いをしていて、支払の完了が来年度の予定なのですが、大丈夫ですか。	申請年度内に支払った部分のみが補助金の交付対象となります。受講料は、補助金の交付を受けようとする年度内に完了するようにしてください。 (例：R3年度の補助金 R4年3月31日までに支払完了)
9	受講料を1/2したときに、1円未満の端数が発生する場合はどうすればよいですか。	1円未満の端数が発生する場合は切捨てとなります。 例：受講料 133,203円の1/2額=66,601.5円 →申請額：66,601円
10	領収書を紛失してしまったのですが。	研修受講施設に再発行を依頼してください。
11	研修受講施設で領収書の再発行ができない場合、どうすればよいですか。	領収書が発行できない場合は、研修受講料の受領を証明する書類の発行を依頼してください。 上記書類の発行も不可能な場合、①研修受講料の支払いを通知する書類 及び ②受講料の支払いが確認できる書類(金融機関への払込受領証(収受印の押印があるもの)、クレジットカードの利用明細等)の写しのセットを提出してください。 <u>ただし、領収書以外の書類が提出された場合、提出書類を審査の上、交付対象外となる場合もありますのでご承知おきください。</u>
12	パート職員は補助の対象となりますか。	1週間当たりの所定労働時間が30時間以上であれば対象となります。 (参照：交付要綱第3条(1))

13	研修受講料を法人が全額支払いをし、法人が申請している場合で、領収書の名義が個人になっていますが、必要書類はありますか。	法人が個人あてに支払いをしていることの確認できる書類を提出してください。参考様式はホームページ「確認書」を参照ください。
14	処遇改善とはどのような場合が補助の対象となりますか。	現在就業している施設で、実務者研修修了後（または介護福祉士国家資格取得以降）、継続的に資格手当、時給額昇給などの給与改善が図れることが確認できれば対象となります。
15	研修受講料とテキスト代領収書が2枚別々にある場合、両方補助対象になりますか。	研修受講料のみが補助対象となります。また、領収書の中で研修受講料、テキスト代の内訳がわかる場合についても、研修受講料のみが補助金対象となります。
16	研修修了日が、申請日以降である場合は対象となりますか。	年度内に修了する場合は対象となります。見込証を発行し、期限日までに必要書類に添付して提出してください。 また、上記の場合は、実績報告時に研修修了証を提出してもらう必要があります。
17	研修のカリキュラムが3月に終了するが、修了証の発行が4月以降になります。対象となりますか。	対象になりません。 研修修了証に記載されている日が研修修了日になりますので、修了証の発行が4月以降になるということは、年度内に研修修了をしていないことになります。 ただし、修了証に記載される日付けが3月31日以前だが、発行が遅れている等の事情がある場合は一度ご連絡ください。
18	看護師、看護補助者、介護助手は対象となりますか。	対象になりません。 介護職員として勤務されている方が対象となります。（介護職員とは高齢者の身体的介助業務を行っている方です。）

②実績報告関連

No.	質問	回答
1	国家試験不合格又は未受験でも実績報告書を提出する必要がありますか。	交付決定を受けた方は、国家試験不合格又は未受験でも実績報告書を提出してください。 (参照：交付要綱第11条)
2	合格通知書の写しが3月31日までに間に合わないのですが。	合格通知書は届き次第、必ず提出してください。 なお、実績報告書(様式第3号、別紙3-1)提出時は合格を確認するものとして、インターネット(国家試験合格速報)で、合格番号がわかる部分の写しを提出してください。 実績報告書は3月31日までに提出してください。
3	別紙3-2「請求書」はいつ提出するのですか。	請求書の提出は、実績報告書を提出いただく時に提出してください。 ただし、介護福祉士国家試験不合格など要件に該当しない場合は必要ありません。
4	3月末で現在の事業所を退職する予定です。その場合、補助の対象となりますか。	補助金の対象となるには、「処遇改善が図られたこと又は図られる見込みであること」が条件となります。 退職すると、「処遇改善が図られた(又は見込み)」ことが確認できませんので、対象となりません。 (参照：交付要綱第3条(3))
5	給与規定に「処遇改善規定」がないのですが、提出書類は何を提出するのですか。	処遇改善結果報告書の「処遇改善の確認方法」「処遇改善の内容」の欄に具体的に記入をしていただき法人の代表者名で処遇改善内容について履行することを誓約した報告書の提出をしてください。 (参照：交付要綱第11条)